

スポーツ産業の成長促進事業委託要項

平成29年3月29日
スポーツ庁次長決定
一部改正
平成30年2月13日
一部改正
平成31年2月4日
一部改正
令和2年2月3日
一部改正
令和3年3月4日

1. 趣旨

スポーツ分野の産業化を進めることにより、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の充実に再投資する好循環を成立させることは、持続可能なスポーツの振興に資する。また、大規模国際大会等を契機にスポーツを通じた経済活性化に期待が高まっている。

このような中、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）等を踏まえ、2021年以降も展望しつつ、スポーツ産業の成長産業化を推進していくことが必要である。

本事業では、スポーツの成長産業化の実現を図るため、中央競技団体の経営力強化、スポーツ界と他業界の共創による新事業創出、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現、スポーツ指導者とスペースに関する情報をマッチングする新たなビジネス（スポーツシェアリングエコノミー）の導入等を支援する。

2. 事業の内容

本事業では、以下の事業を実施する。

(1) 中央競技団体の経営力強化推進事業

中央競技団体の経営基盤強化に向けた取組として、事業環境の調査・分類や共通業務共同化に向けた調査を行うとともに、各団体が情報・知見・課題等を共有し自律的な課題解決を促進するための全国会議を開催する。また、最新技術の活用による新たな日常に対応した経営力強化に資する取組等の支援を行う。

(2) スポーツオープンイノベーション推進事業

スポーツ界と他業界の共創により、スポーツ及び他産業の価値高度化、社会課題の解決に資する新事業の創出支援、国内の優良事例の顕彰、情報発信を行うとともに、地域におけるスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)構築を支援する。

(3) スタジアム・アリーナ改革推進事業

まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの整備を推進するため、モデルとなる対象施設の選定、官民連携による構想・計画策定支援や海外先進事例等の調査を行う。

(4) スポーツシェアリングエコノミー導入促進事業

スポーツシェアリングエコノミーの導入促進に向けて手引きの周知・普及を図るとともに、スポーツシェアリングエコノミーに関連した事業等を行う。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下、「団体」という。）又は地方公共団体とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から当該年度の3月31日までの間に別途契約書で定める期間とする。

ただし、上記2. (1)のうち、4か年事業として委託した事業については、原則として契約を締結した日から事業が終了する日までとする(4か年事業)が、契約は単年度毎とし、事業の実績、予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められるときは、次年度以降引き続き契約を締結できることとする。

5. 委託手続

(1) 団体又は地方公共団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書(別添1)をスポーツ庁に提出すること。

(2) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体又は地方公共団体に対し事業を委託する。

6. 委託経費

(1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費(設備備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。

(2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体又は地方公共団体(以下、「受託者」という。)が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 事業完了(廃止等)の報告

受託者は、本事業が完了したとき(中止・廃止の承認を受けたときを含む。)は、委託事業完了(廃止)報告書(別添2)及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は当該年度の契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

(1) スポーツ庁は、上記8.により提出された委託事業完了(廃止)報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

(1) スポーツ庁は、受託者における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

(2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、受託者等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しな

なければならない。

- (5) 委託事業の実施に伴い発生した著作権は、原則としてスポーツ庁に帰属させるものとする。
- (6) 受託者は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。